

二 江戸時代以降

二六 大久保常春下知書（若林宏雄家文書）

大久保常春、用人たちに、烏山城主を徳川將軍から命じられ、五千石を加増された旨報じる。

今日不存寄於 御前御念比之以上意烏山之城主被 仰付、御加増五千石拝領仕、意外之難有仕合奉存候、奥方へも其方にも早々可申聞候、其方事、早々御老中仲間西丸方へも廻り可申候、御側衆之内主殿殿・遠江殿・内匠殿なと御城近所之分へ、何畳今日廻り可申候、某者退出おそく可有之候間、家老共・用人共相寄、宜取斗旨可申候、

（享保十年十月）

十八日

用人共

（大久保常春書）

佐渡

【読み下し文】

今日存じ寄らず 御前に於いて御念比ねんひの上意を以つて烏山の城主 仰せ付けられ、御加増五千石拝領つかまつ仕り、意外の有り難き仕合しあわせに存じ奉り候。奥方へも其方にも早々申し聞かすべく候。其方事、早々御老中仲間西丸方へも廻り申すべく候。御側衆おそばの内主殿殿どのも・遠江殿・内匠殿たくみなど御城近所おその分は、何畳今日廻り申すべく候。某それがしは退出おそく之有るべく候間、家老共・用人共相寄り、宜しく取り斗はからう旨申すべく候。

【補注】

本文書は、大久保常春が享保十年（一七二五）十月十八日に稲垣氏に代わつて烏山城地を徳川將軍から拝領した時の状況が窺い知れるものである。